

令和 4 年度介護保険事業者 集団指導資料

(高齢福祉課介護事業者担当)

目次

- 1 介護保険事業所指定後の各種届出について
- 2 介護報酬の算定について
- 3 人員・設備運営基準等について
- 4 情報公表制度について
- 5 介護保険制度改正について
- 6 介護分野の文書に係る主な負担軽減策について
- 7 新型コロナウイルス関連情報について

1 介護保険事業所指定後の各種届出について

(1) **変更届出書**：指定事業所の名称、所在地等に変更が生じた場合

➡ 変更のあった日から**10日以内**に提出

※法人の合併・事業譲渡の場合、変更届出ではなく新規指定となるため早めに相談のこと。

※特定施設入居者生活介護における利用定員の増加及び介護老人保健施設・介護医療院にかかる一部の変更内容については、事前の許可が必要となるので注意すること。

※電話番号・FAX番号・メールアドレスの変更についても変更届を提出すること。

(2) **介護給付費算定に係る体制等に関する届出書**

届出が必要な加算等を新たに算定する場合

➡ **訪問系・通所系サービス**については加算算定月の**前月15日**までに提出

➡ **入所系サービス**については加算算定月の**初日**までに提出

※加算の算定要件を満たさなくなった場合は直ちに取下げること。【**制度改正時に注意!**】

(3) **廃止、休止、再開届出書**

★事業所を廃止又は休止する場合

➡ **廃止（休止）の1ヶ月前**までに廃止（休止）届出書を提出する。

★休止事業所を再開する場合

➡ **再開した日から10日以内**に再開届出書を提出する。

※休止事業所を再開する場合は、人員、設備及び運営に関する基準を満たす必要がある。

(4) 業務管理体制に係る届出書

介護サービス事業所を運営する事業者（法人）は業務管理体制を整備し、必要な内容を行政機関に届出なければならない。届出内容に変更が生じた場合は業務管理体制変更届の提出が必要となる。また、届出先の行政機関が変更となる場合は、変更前・変更後の双方の行政機関に区分変更届出書を提出する。

- ▶ 届出内容

事業所数	20未満	：法令遵守責任者選任
	20以上100未満	：法令遵守責任者選任、法令遵守のための規程整備
	100以上	：法令遵守責任者選任、法令遵守のための規程の整備、業務の執行状況の監査

- ▶ 届出先の行政機関
 指定事業所等が所在する区域によって、届出先が異なります。

	指定事業所等が所在する区域				
	3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	複数の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	全ての事業所等が同一の中核市に所在する事業者	左記以外
届出先	厚生労働省	主たる事務所を管轄する都道府県	市町村	中核市	都道府県

(5) 指定（許可）更新の手続きについて

介護保険事業者の指定（許可）は6年間の有効期間が設けられている。継続して事業を実施するためには6年ごとに更新を行う必要があり、更新を行わない場合は有効期間満了により失効となる。

手続の詳細は、HP掲載の「**介護保険事業者指定（許可）更新申請の手引き**」を参照のこと。

※ H31.4.30に指定有効期限を迎える事業所から、指定事業所番号が同一で一体的に実施している同一種別のサービス間（例.訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護等）で指定有効期間満了日が異なる場合に、いずれかの指定更新申請のタイミングでもう一方のサービスも同時に更新申請を行い、指定有効期間満了日を合わせることを認める取り扱いとした。

※ 更新申請の対象となる事業所に対しては、有効期間満了日の約2ヶ月前に県から個別に通知する。

※ 休止事業所は、休止のままでは指定の更新を受けることができないので、更新を希望する場合は「再開届」を提出すること。なお、更新を希望しない場合は「廃止届」を提出すること。

(6) 届出書類全般について

HPに掲載の様式を使用し、必要な添付書類を確認の上、漏れのないように提出をすること。特に介護給付費算定に係る体制等に関する届出書については、様式が古いものだと加算区分の追加などにより、正しい加算区分が確認できないので注意すること。今後、様式の改訂や必要書類等の標準化がなされていく予定のため、必ずHPを確認すること。

★「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に代わって、事業所独自のシフト表等を提出する際は、介護保険最新情報Vol.956により示された必要項目を満たすこと。

2 介護報酬の算定について

(1) 加算届出時の要件に関する注意事項

➤ 前年度等の実績による報酬の確認について

通所系サービスの事業所規模の確認、中山間地域の小規模事業所加算（訪問系サービス）、サービス提供体制強化加算（通所介護等）、看護体制強化加算（訪問看護）など、前年度等の実績に基づき加算の要件を判定する加算については、届出を行った後も、定期的に算定要件を確認し、要件を満たさない場合は取り下げを行うこと。

➤ 申出が必要な加算について

ア ADL維持等加算

申出は介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表中、「ADL維持等加算[申出]の有無」を「あり」として、届出の日を異動年月日として届出ること（前年度以前に申し出ている場合であって、別に申出を取り下げしていない場合は、引き続き申出「あり」として取り扱うため再度の届出は不要）

ADL維持等加算の申し出後は、科学的介護情報システム「LIFE」により算定要件の判定を受けること。（令和3年度介護報酬改定による）

イ 事業所評価加算について（介護予防訪問（通所）リハビリテーション）

令和5年度算定にかかる申出の期限は、**令和4年10月14日（金）**までとする。
（前年度以前に申し出ており、別に申し出を取り下げている場合は、引き続き申し出「あり」として取り扱うため再度の届出は不要）

※ア、イについて、市町村指定のサービスにも同様の加算が設定されているため、その場合各指定権者へ申し出を行う必要があるため注意。提出期限については個別に確認すること。

- 加算算定に係る利用者またはその家族への同意について
訪問看護のターミナルケア加算や通所介護の栄養改善加算など、加算の要件又は算定にあたっての解釈通知上、利用者への説明・同意が求められている加算については、利用者に対して十分説明を行うこと。

- (2) **介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定について**
加算を取得時以降、次のア及びイに掲げる書類の提出が毎年度必須となっているため、
所定の期限までに必ず提出すること。
所定の期限まで提出されない場合や賃金改善額が加算額を上回らない場合は、加算の停止や加算の返還を求める対応もあり得るため注意すること。

ア 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の提出

算定しようとする年度の前年度の**2月末日**までに各指定権者に提出すること。

- 計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届出を提出すること。
- 届出の様式については、HPを参照すること。
 - ※ 処遇改善加算算定見込額を上回る賃金改善所要額となるよう計画すること。
 - ※ 計画書に掲げる内容についてはすべての該当職員に周知することが算定要件になっていることに注意すること。
 - ※ 令和3年度制度改正に伴う「介護福祉士の配置等要件」の変更点に注意。
 - ※ 参考資料「介護保険最新情報Vol.1041」
 - ※ A・B・Cの各グループの比率について、「 $A > B, B:C=2:1$ 」に改定されています。

イ 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書の提出

各事業年度における**最終の加算の支払いがあった月の、翌々月末日**までに提出すること

例) 4月から翌3月まで加算算定し、5月に最終の加算の支払いがあった場合、
7月末日までに提出すること。

- 報告書の様式については、HPを参照すること。
 - ※ 賃金改善所要額が加算総額を必ず上回るよう賃金改善を図ること。
 - ※ 令和4年2、3月分の処遇改善支援補助金による賃金改善分は、加算による改善と区別して計上すること。

(3) 介護職員処遇改善支援補助金の実績報告について

令和4年2月から9月分として当該補助金により賃金改善を行った実績については、**令和5年1月末まで**に報告すること。

- ・ 提出期限までに実績報告書が提出されない場合
- ・ 賃金改善額が補助金額を上回らない場合
- ・ 補助金の2 / 3以上がベースアップに当てられていない場合

など、所定の要件を満たさない場合は、補助金の返還を求めるときもあり得るため留意すること。

(4) その他

- 届出書の記載について
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表には、変更をしない加算についてもその加算の有無を十分確認して記入し、**根拠資料**をいつでも提出できるように準備しておくこと。
- 介護給付費の請求エラーについて
請求誤りの場合、原則返戻で対応をしているため、各事業所においては、県に届出ている加算区分等の内容を確認し、誤りの無いように請求を行うこと。（区分が複数ある加算（看護体制加算、個別機能訓練加算、サービス提供体制強化加算、処遇改善加算及び特定加算等）は特に注意）

◎頻出の請求エラー

- ・ 届出をした加算の算定開始月を誤った。
例) 5月1日から算定として届け出たが、4月分の請求に加算をつけて請求した。
- ・ 地域密着型サービスの所在地以外の保険者が越境指定を行っている場合、当該保険者への変更届出を失念した。
- ・ 介護給付費明細書について、「給付費明細欄（住所地特例対象者）」の記載が漏れている。

3 人員・設備運営基準等について

(1) 通所介護における看護職員及び生活相談員の配置について

- 通所介護については、定員（利用者数ではない）が10名を超える場合、看護職員の配置が提供日ごと、単位ごとに必要なことに注意すること。
- 看護職員が機能訓練指導員を兼務しており、個別機能訓練加算を算定するための機能訓練指導員として配置されている勤務時間は、看護職員の配置とはみなされない。
- 生活相談員はサービス提供時間帯を通じて配置されていること。

(2) 人員基準欠如・定員超過利用について

人員基準上必要な人員を配置していなかった場合や、事業所の定員を超過して利用者を受け入れた場合は、所定の要件により減算対象となるが、減算対象とならない場合であっても、人員基準欠如等であることに変わりはないため早期の解消に努めること。

(3) 運営規程について

- 利用料に関する記載利用者負担に関する記載が1割負担のままとなっているケースがあるため速やかに修正すること。
- 記録の保存期間について規定する場合にあっては、県条例により各種記録の保存期間は完結の日から5年とされているので注意すること。
- 「虐待防止のための措置に関する事項」について定めること。令和6年3月31日までの経過措置があるが、経過措置期間中に定めるよう努めること。

(4) 令和3年度以降に、新たに講じなければならない主な事項について

(以下の内容は、講じなければならない事項の要旨ですので、詳細については、各サービス毎に対応する運営に関する基準を御確認ください。)

なお、それぞれ経過措置が設けられていますが、経過措置期間中に実施するように努めて下さい。

- 職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置
 - ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・ 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ★中小企業（資本金300億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化
- 業務継続計画等の策定等
 - ・ 感染症や災害が発生した場合にあっても、サービスを継続するため及び早期の業務再開を図るための計画策定
 - ・ 職員への研修及び訓練の実施
 - ★令和6年4月1日から義務化
- 衛生管理等（感染症が発生又は蔓延しないように講ずるべき措置）
 - ・ 委員会の設置、指針の策定及び職員への研修・訓練
 - ★令和6年4月1日から義務化
- 虐待の防止
 - ・ 委員会の設置、担当者の選任、指針の策定及び職員への研修・訓練
 - ★令和6年4月1日から義務化

4 情報公表制度について

●制度の概要

「利用者が適切な事業者を評価・選択すること」及び「事業者の努力が適切に評価され選択されること」を支援するために、平成18年4月からスタートした制度です。

情報の公表については、情報公表システムにより公表されます。

事業者は、**毎年1回**情報公表システムにより、公表する情報を県に報告しなければなりません。
(介護保険法第115条の35、介護保険法施行令第37条の2の3)

県は、報告された内容について、必要に応じて調査を行うことができます。

●情報公表システムによる報告の際の留意点

- ・ 毎年秋頃に「報告計画」、「入力期限」、「ID・パスワード」について通知しますので、**期限内に必ず報告すること。**
- ・ 「ID・パスワード」については、当初の入力時の他、公表済みの情報の修正を行う際にも必要ですので、**紛失・破棄のないよう本通知の取扱いには十分に留意すること。**
- ・ 入力の際、「所在地・連絡先」、「運営状況」、「加算算定の状況」等について、**届出済みの情報と齟齬がないことを必ず確認すること。**
- ・ 資格を要する職種の場合、**従業員の数と資格の数が一致していること。**

【以下、要注意】

※通所介護の生活相談員・・・介護福祉士（事務経験5年以上に限る）
→「**社会福祉主事**」の区分を選択

※訪問介護・・・看護師・准看護師・基礎研修修了者
→「**実務者研修**」の区分を選択

5 介護保険制度改正について

介護保険法は、3年に1度改定されます。

直近の改定は、「令和3年度介護報酬改定」です。

制度改正に関する「告示」、「通知」、「Q&A」について必ず御確認の上、配置人員の見直し、運営規程の改定、介護報酬の算定状況の見直し等を行い、変更が生じた際には、**必ず「変更届出」又は「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」を所定の期限内に提出して下さい。**

提出期限については、特例措置のない限り、「1 介護保険事業所指定後の各種届出について」のとおり変更はありませんので御留意ください。

★資料掲載場所

- ・福島県高齢福祉課HP

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigohousyuukaisei.html>

- ・厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

★加算の算定要件のうち注意を要する点（以下は令和3年度改正内容の一部です。）

- ① 通所介護における「個別機能訓練加算Ⅰ□」を算定するためには、**「Ⅰイ」の要件に加え、サービス時間を通じた専従の機能訓練指導員の配置が必要である。**
- ② 通所リハビリテーションにおける「入浴介助加算Ⅰ・Ⅱ」は、**利用者毎に算定区分を設定することが出来る。**
- ③ 施設系サービスにおける「栄養マネジメント強化加算」の管理栄養士の配置員数（常勤換算）については、**常勤の「栄養士」を1名以上配置し、かつ、給食管理を行っていれば、入所者数を70で除した数以上の配置がなされれば算定可能である。**
- ④ 「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価」は、**減少数が回復した場合には回復した月の翌月に届出を行い、届出を行った月をもって算定終了となる。**

（参考資料「介護保険最新情報Vol.937」）

6 介護分野の文書に係る主な負担軽減策について

15

令和元年8月に社会保障審議会介護保険部会の下に「介護分野の文書負担に係る負担軽減に関する専門員会」が設置され、自治体関係者の参画も得て、令和元年12月4日に中間とりまとめが行われました。

同中間取りまとめのうち今後の方針としていた事項のうち、令和2年度に専門委員会で検討した対応方針が示されましたのでお知らせします。（参考資料「介護保険最新情報Vol.955」）

◎今般の対応方針（※一部抜粋）

（1）変更届出について

- ・運営規程等に示す従業員について「○人以上」と記載することも可能。
- ・添付書類の標準化

（2）更新申請時の添付書類の簡素化

（3）複数の指定を受ける事業所に関する簡素化

（4）「従業員の勤務形態及び勤務形態一覧表」様式例について

※上記内容については、「介護保険最新情報Vol.955」の他、県HP掲載の「指定（許可）申請の手引き」及び「指定（許可）更新申請の手引き」を御参照ください。

◎今後の対応方針（※一部抜粋）

（１）様式例の整備

（２）ガイドライン等の整備

（３）ウェブ入力・電子申請の運用

介護サービス情報公表システムを活用した指定申請等に関するウェブ入力・電子申請について検討を進めており、当該システムの改修を令和３年度中に行い、令和４年度当初から運用することを予定している。

※上記内容については、「介護保険最新情報Vol.955」の他、通知があり次第、県HPにてお知らせします。

7 新型コロナウイルス関連情報について

- HP上の「緊急事態宣言を踏まえた高齢者施設・介護サービス事業所の対応について」に記載してあるとおり、介護サービスは利用者の方々やその家族の生活を維持するうえで欠かせないものであるため、適切な感染拡大防止策を講じた上での事業の継続をお願いしているところですが、状況により、事業の縮小や休業せざるを得ない場合には、代替サービスの検討を行うなど、居宅支援事業所や自治体と連携し、必要なサービスの確保に努めていただきますようお願いいたします。

※「感染流行地の家族等と接触があること」や「近隣市町村における感染流行」など、新型コロナウイルス感染の懸念があるということのみを理由に休業することは「サービス提供拒否の正当な理由」には該当しませんので御留意ください。

- HPには新型コロナウイルス関連情報として厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の情報を掲載しておりますので、確認していただくと共に、臨時的な取扱いを行う場合は利用者への丁寧な説明と同意を得るようお願いいたします。なお、各臨時的な取扱いについては、遡及時が記載されていない場合は発出時より有効となります。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/shingatacorona.html>

※新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）及び（第13報問1～3）は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止されています。【介護保険最新情報Vol.915】